

高圧ガス輸入検査手引き

公益社団法人 東京都高圧ガス保安協会

〒113-0033 東京都文京区本郷5-23-13
(タムラビル3階)

電話 03-3830-0252 (代表)

FAX 03-3830-0266

E-mail gkensa@tokyo-khk.or.jp

ホームページ <http://www.tokyo-khk.or.jp>

改定履歴

制改定	月 日	適 用	備考
制 定	H15. 2 月	輸入検査の実施に伴い制定	
改定 1	H19. 12. 18	更新申請に伴い見直し実施	
改定 2	H20. 9. 24	エアゾール協会の電話番号の変更	
改定 3	H21. 1. 22	高圧ガス貯蔵所を有する陸揚げ地記載	
改定 4	H23. 7. 7	6ヶ国規制に EN, ISO が追加された。(高圧ガス保安法 及び関係政省令の運用と解釈 23. 7. 4 付)	
改定 5	H24. 4. 1	公益社団法人への移行に伴い協会名変更	
改正 6	H27. 4. 1	字句の見直し	
改正 7	H28. 7. 1	協会所在地変更及び字句の見直し	
改正 8	H29. 11. 1	法律改正に伴い、法の適用除外項目等を修正	

目 次

1	はじめに	3
2	高圧ガス輸入にあたっての考え方について	3
3	高圧ガス輸入に関する確認事項について	5
(1)	輸入するガスは、高圧ガスに該当するか	5
(2)	輸入高圧ガスは、輸入検査を受けなければならないものに該当するか	5
(3)	輸入目的は何か	7
(4)	輸入高圧ガスは、どのような物性、性状を有するものか	7
(5)	輸入高圧ガスは、どのような容器で輸入されるのか また、使用後の容器は日本国内で再充てんするのか	7
(6)	輸入検査までの保管場所は、都内か	7
(7)	どのような運送方法で移動するのか	8
(8)	陸揚げから移動までの管理はどう行うか	8
4	輸入検査申請手続き及び検査要領等について	9
(1)	輸入検査の申請手続き	10
(2)	輸入検査要領	11
(3)	輸入検査時の注意事項	11
5	輸入検査申請書等の作成要領について	12
(1)	輸入検査申請書の作成	12
(2)	輸入高圧ガス明細書の記載要領	13
(3)	添付書類の記載要領	14
6	輸入に係るその他の高圧ガス保安法の規制について	15
(1)	貯蔵	15
(2)	移動	15
(3)	販売	15

添付資料

(1)	輸入検査申請書、輸入高圧ガス明細書の記入例	16～17
(2)	輸入検査申請書様式	18～20
(3)	輸入高圧ガス明細書様式	21～23
(4)	指定輸入検査機関輸入検査受検届書様式	24～26

1 はじめに

この手引きは、事業者等の皆様が「高圧ガス輸入検査」を受けるにあたり、検査申請及び検査実施に関して、十分ご理解をいただき、輸入検査を円滑に行うことを目的に作成したものであります。

高圧ガス保安法第22条第1項の規定により、高圧ガスを輸入した者は、高圧ガスが陸揚げされた後、都道府県知事の輸入検査を受け、当該高圧ガスの性状及びその容器が輸入検査技術基準に適合していると認められた後でなければ、これを移動してはならないと定められております。

ただし、輸入をした高圧ガス及びその容器につき、高圧ガス保安協会又は指定輸入検査機関が行う輸入検査を受け、これらが輸入検査技術基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合は、移動することが可能となっております。

(公社)東京都高圧ガス保安協会では、平成14年12月27日に、指定輸入検査機関として東京都知事の指定を受け、次の高圧ガスの輸入検査業務を行っております。

- ① 一般高圧ガス保安規則第45条の2に定める輸入検査
- ② 液化石油ガス保安規則第45条の2に定める輸入検査
- ③ 冷凍保安規則第31条の2に定める輸入検査

つきましては、東京都内で高圧ガスを輸入される方（法人又は個人）は、当協会あてに輸入検査申請書を提出していただければ、当協会が輸入検査を実施し、輸入検査技術基準に適合している場合は、輸入検査合格証を発行いたします。

2 高圧ガスの輸入にあたっての考え方について

高圧ガスの輸入にあたっての考え方を、東京都に陸揚げする場合について説明します。

東京都以外に陸揚げされる場合は、その陸揚地を管轄する道府県に問い合わせください。

高圧ガスの輸入は、「高圧ガス保安法」（以下「法」という。）に基づいて行わなければなりません。

この法は、高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、輸入、移動、消費、容器、廃棄その他の取り扱いの規制をするとともに、高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進することにより、公共の安全を確保することを目的とした法律です。

高圧ガスを輸入するにあたっては、法第22条に基づく輸入検査を受けるための申請手続きが必要になりますが、円滑な検査を行うためには、輸入先から必要なデータを確実に入手して申請することが、重要なポイントになります。

すなわち、輸入検査技術基準では、輸入高圧ガスの内容物確認試験、容器に関する安全度試験に合格することと定められておりますが、実際の輸入検査では、どちらの試験も輸入先からの受入データ等で確認する方法が認められております。

したがって、高圧ガスを輸入しようとする者（以下「輸入者」という。）は、あらかじめ、輸入高圧ガス及びその容器について、発注段階で輸入検査技術基準に適合するように、これらのデータについて輸入先と十分に調整しておくことが重要です。

なお、輸入検査は、明細書に記載された輸出元等からの受入データと輸入品との照合を主体に行いますので、確認しやすいように準備をしておくことが大切になります。

輸入高圧ガスを保安管理面で考えると、一般に危険性の高い高圧ガスは、輸入検査及び通関を速やかにすませ、できるだけ早く専門の保安管理者のいる事業所に搬入することが望ましいと考えます。輸入にあたっては、保税場所での保管を必要最小限にとどめ、可能な限り速やかに移動できるように、手配、段取りすることを心がけてください。

※ 高圧ガスの輸入にあたっての問い合わせ先

◎輸入検査手続に関して

公益社団法人 東京都高圧ガス保安協会

〒133-0033 東京都文京区本郷5-23-13 タムラビル3階

電話 03-3830-0252 FAX 03-3830-0266

◎高圧ガス保安法等に関して

東京都環境局 環境改善部 環境保安課 ガス冷凍担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第二庁舎 20階北側

電話 03-5388-3543 FAX 03-5388-1376

◎エアゾールの輸入に関して

(社) 日本エアゾール協会

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町1-10-4 丸石ビル2階

電話 03-5207-9850

◎ライターの輸入に関して

(社) 日本喫煙具協会

〒111-0056 東京都台東区寿3-19-5

電話 03-3845-6121

◎関係団体

高圧ガス保安協会 機器検査事業部 検査課

〒105-8447 東京都港区虎ノ門4-3-13 神谷町セントラルプライス11階

電話 03-3436-6104

3 高圧ガス輸入に関する確認事項について

高圧ガスの輸入者が、輸入検査に関して、事前に確認し、準備しておかなければならない事項は次のとおりです。

(1) 輸入するガスは、高圧ガスに該当するか

概括的にいえば、高圧ガスとは、温度35度において圧力（ゲージ）1MPa（メガパスカル）以上の圧縮ガス又は0.2MPa以上の液化ガス等をいいます。

高圧ガスは、法の第2条（定義）で次のように定められており、この定義に該当していれば、高圧ガスになります。

(定義)

第2条 この法律で「高圧ガス」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 常用の温度において圧力（ゲージ圧力をいう。以下同じ。）が1メガパスカル以上となる圧縮ガスであって現にその圧力が1メガパスカル以上であるもの又は温度35度において圧力が1メガパスカル以上となる圧縮ガス（圧縮アセチレンガスを除く。）
- 二 常用の温度において圧力が0.2メガパスカル以上となる圧縮アセチレンガスであって現にその圧力が0.2メガパスカル以上であるもの又は温度15度において圧力が0.2メガパスカル以上となる圧縮アセチレンガス
- 三 常用の温度において圧力が0.2メガパスカル以上となる液化ガスであって現にその圧力が0.2メガパスカル以上であるもの又は圧力が0.2メガパスカル以上となる場合の温度が35度以下である液化ガス
- 四 前号に掲げるものを除くほか、温度35度において圧力零パスカルを超える液化ガスのうち、液化シアン化水素、液化ブロムメチル又はその他の液化ガスであって、政令で定めるもの

(政令で定める液化ガス)

令第1条

- ① 液化シアン化水素
- ② 液化ブロムメチル
- ③ 液化酸化エチレン

(2) 輸入高圧ガスは、輸入検査を受けなければならないものに該当するか

輸入検査に関して、法第22条では、次のように定められています。

(輸入検査)

第22条 高圧ガスの輸入をした者は、輸入した高圧ガス及びその容器につき、都道府県知事が行う輸入検査を受け、これらが経済産業省令で定める技術上の基準（以下この条において「輸入検査技術基準」という。）に適合していると認められた後でなければ、これを移動してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 輸入をした高圧ガス及びその容器につき、経済産業省令で定めるところにより協会又は経済産業大臣が指定する者（以下「指定輸入検査機関」という。）が行う輸入検査を受け、これらが輸入検査技術基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合
- 二 船舶から導管により陸揚げして高圧ガスの輸入をする場合
- 三 経済産業省令で定める緩衝装置内における高圧ガスの輸入をする場合
- 四 前二号に掲げるもののほか、公共安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業省令で定める場合

2～4 (省略)

次のものは高圧ガスですが、輸入検査の適用除外（法第22条のただし書きの適用除外条件に適合）及び法の適用を除外（法第3条）されたものです。輸入検査は不要ですが、別途手続き等が必要ですので、輸入関係者に確認をしてください。

- ① 高圧ガスタンカーによる液化石油ガス（LPG）、液化天然ガス（LNG）等の輸入
- ② 緩衝装置（椅子用リフター、自動車用ショックアブソーバー、エアサスペンション、ドアクローザー等）内の高圧ガス
- ③ 自動車用エアバックガス発生器内の高圧ガス（封入ガス量が0.15m³以上）
- ④ 自動車と一体として設計され、かつ、自動車又は自動車用部品に組み込まれている消火器内における不活性ガス（自動車又はその部品に組込むためのものを含む）
- ⑤ 高圧ガスを燃料として使用する車両に固定された容器（当該車両の燃料の用に供する高圧ガスを充てんしたものに限る。）内における高圧ガス
- ⑥ 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器内における高圧ガス
- ⑦ ②③④⑥の高圧ガスのうち、商品見本、当該商品の性能試験を行うための試験品等の販売の用に供さないもの又は個人用貨物（自動車の個人輸入の場合及びこれに準ずる場合を含む）
- ⑧ 航空法（昭和27年法律第231号）第10条の規定に適合する容器内の高圧ガス
- ⑨ エアゾール容器、ガスライター用ボンベ、簡易ガスコンロ用ボンベ、冷媒用サービス缶に充てんされているガス（以下「エアゾール製品等」という。）であって、本邦若しくは外国の検査機関、当該エアゾール製品等の製造者又は当該エアゾール製品の輸入者が試験成績書を作成したエアゾールであって、かつ、輸入者自らが、当該エアゾール製品等が告示に定める適用除外要件に合致していることを確認したものの他商品見本等販売の用に供さないもの又は個人貨物として税関が適当と認めたその他のもの。
- ⑩ 液化ブロムメチルの製造のための設備外における当該ガス
- ⑪ 設備内の充てんガス量が0.15m³（150ℓ）以下で次の条件に適合するもの
 - イ 分析機器内における高圧ガス
 - イ) 内容積が100ml以下であること
 - ロ) 使用時におけるガスの圧力が設計圧力をこえない構造であること
 - ロ エアバックガス発生器内の高圧ガス
 - イ) 発生器内の内容積が0.1ℓ（100ml）を超える場合
 - i 可燃・毒性ガス以外であること
 - ii 作動時の設計圧力を超えない構造であること
 - iii 法に定める容器検査又はこれと同等以上の規格の基準に適合すること
 - ロ) 発生器内の内容積が0.1ℓ（100ml）以下の場合
 - i 可燃・毒性ガス以外であること
 - ハ 空気銃、準空気銃内の高圧ガス
 - イ) 内容積が0.5ℓ（500ml）以下であること
 - ロ) 不活性ガス又は空気であること
 - ニ 消火用放水銃内の高圧ガス
 - イ) 内容積が0.5ℓ（500ml）以下であること
 - ロ) 不活性ガス又は空気であること
 - ホ 前記空気銃、準空気銃及び放水銃に係る充填設備及び冷媒充填設備内の高圧ガス
 - イ) 内容積が0.5ℓ（500ml）以下であること（冷媒充填設備を除く）
 - ロ) 不活性ガス又は空気であること（冷媒充填設備を除く）

ハ)冷媒の充填はフルオロカーボン（不活性ガス）、二酸化炭素であること

(3) 輸入目的（使用目的）は何か

輸入目的によって、高圧ガスの輸入を制限されることはありませんが、国内の用途に応じて他の法規制がかかる場合がありますので、それらの点も確認して準備しておく必要があります。なお、輸入した高圧ガスをユーザーに販売する場合、販売所ごとに法第20条の4に規定する販売事業の届出が必要となります。

(4) 輸入高圧ガスは、どのような物性、性状を有するものか

輸入ガスの物性、性状によっては、貯蔵及び移動する際の保安上必要な処置が異なる場合がありますので、事前の確認が必要です。

**(5) 輸入高圧ガスは、どのような容器（容器の製造国、規格等）で輸入されるのか
また、使用後の容器は日本国内で再充てんするのか**

輸入高圧ガスを充てんする容器は、アメリカ合衆国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国（イギリス）、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、オーストラリア共和国、日本国の高圧ガス容器の規格（EU指令に基づきドイツ連邦共和国、フランス共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国が採用する高圧ガス容器のEN規格又はISO規格を含む。）に適合するものであることを確認してください。

これらの国以外の規格で製造された容器の場合は、法第44条第4項の容器検査の基準に適合することが確認できなければなりません。すなわち、輸入後に容器検査を受ける場合、抜き取り容器の破壊検査等が必要であり、期間と費用が伴いますので、前述の6カ国等の規格に適合する容器で輸入される方が合理的と考えられます。

輸入した高圧ガスを消費した後は、その容器が日本国の高圧ガス容器の規格に適合する容器であって、法第44条第4項の容器検査を受けた容器である場合を除き、日本国内での再充てんはできませんのでご注意ください。

(6) 輸入検査までの保管場所は、都内か

輸入検査は、陸揚地を管轄する都道府県別に行っておりますので、陸揚地が東京都内である場合のみ、当協会に提出してください。

陸揚地における高圧ガスは、許可又は届出された高圧ガス貯蔵所等で適正に保管してください。

また、高圧ガスの安全管理面で考えると、輸入高圧ガスを保税場所で長期間保管することは好ましくなく、陸揚げ後できるだけ早く輸入検査をすませ、速やかに荷受先へ移動することが望まれます。

したがって、輸入高圧ガスは、計画段階から、陸揚げ後の保税場所での保管期間を最小限にとどめるように、手配をお願いいたします。

なお、陸揚地から外国へ空容器及び残ガス容器を搬出する場合も同様です。この際、陸揚地に空容器及び残ガス容器であることを伝え、移動されるまで高圧ガス貯蔵所等で保管されるようにしてください。

また輸入検査に合格する前に、陸揚地から公道を通過して高圧ガスを移動することはできませんので、同一保税地域内に高圧ガスを適正に保管できる高圧ガス貯蔵所等（高圧ガス輸入検査の受検場所になる）のある陸揚地を選定する必要があります。

東京都内における陸揚地で、高圧ガス貯蔵所を有するのは次の場所です。

- ①大井埠頭：大井 2 号、大井 4 号、大井 7 号、東京フレートセンター（屋内貯蔵所）
- ②青海埠頭：青海 3 号、青海 4 号

なお、大井 2 号、4 号、7 号バース等からの東京フレートセンター等への搬入は、高圧ガス保安法第 22 条で規制されている「移動」に当たらない。

〔（参考）「高圧ガス保安法の運用及び解釈」では、高圧ガスの輸入する場合には、輸入検査前に行われる船舶又は航空機からの荷役作業に伴う移動など、輸入検査を実施する上で必要不可欠な移動については、法第 22 条に規定する「移動」には該当しない。と、している。〕

(7) **どのような運送方法で移動するのか**

移動に関しては、高圧ガス保安法上の手続きはありませんが、容器により高圧ガスを移動するには、保安上必要な処置並びに積載方法及び移動方法について、法第 23 条の「移動の基準」を遵守しなければなりませんので、運送業者に対し周知徹底しておいてください。

(8) **陸揚げから移動までの管理はどう行うか**

輸入者は、輸入高圧ガス（特に、可燃性、毒性の高いガス）にガス漏れのないよう、輸出先に、出荷時のガス漏れ点検について周知徹底を図っておいてください。

また、万が一、陸揚げ後にガス漏れ等の異常が発見された場合には、直ちに応援を求めることができるように、緊急連絡先事業所を確認しておいてください。

4 輸入検査申請手続き及び検査要領等について

輸入検査の手順及び実施事項のフローを次表に示します。

輸入検査の手順	実施事項
<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">高圧ガスの陸揚げ</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">輸入検査申請 (2部)</div> <p>※1部はその場で受理印を押印して返却します。 ※申請書、添付書類に不備がありますと、受理できないことがありますのでご注意ください。</p> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">輸 入 検 査</div> <p>※輸入申請者の立会い及び容器等の刻印、本数を確認できるように準備願います。</p> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">輸入検査合格証の発行・手交</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">通 関</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">「輸入検査受検届書」提出</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">移 動</div>	<p>(1) 陸揚げされたことの確認 都内に陸揚げされ、法に定める「高圧ガス貯蔵所」等に保管されていることと、容器の状況を確認してください。</p> <p>(2) 申請書等の提出 次の書類を、2部提出してください。 ① 輸入検査申請書 (別添様式) ② 輸入高圧ガス明細書 (別添様式) ③ 充てん証明書 ④ 分析証明書 ⑤ 容器証明書又は容器の成績書等 ⑥ 船荷証券 (B/L) ⑦ 荷送り状 (インボイス) の写し ⑧ 指定輸入検査機関輸入検査受検届書 (別添様式) ⑨ 原則として、手数料は振込とし、振込を証する控、写し</p> <p>(3) 輸入検査の実施 検査日は、原則として申請書受理日の翌日以降の指定日 (原則、火曜日及び木曜日) といたします。 次の事項を輸入申請者の立合いのもとで確認します。 ① 申請書類等の記載内容と相違ないこと ② 容器に漏れ、破損等異常のないこと ③ 容器等の刻印、本数の確認</p> <p>(4) 輸入検査合格証の交付 検査に合格した場合は、原則として検査当日又は翌日以降「輸入検査合格証」を発行・手交します。</p> <p>(5) 通関手続き 関税法第70条第1項の税関への証明は、「輸入検査合格証」を提示することにより行われます。</p> <p>(6) 指定輸入検査機関輸入検査受検届書の提出 原則として、当日のうちに当協会が東京都に提出します。</p> <p>(7) 移動 指定輸入検査機関輸入検査受検届書を東京都に提出することで移動 (搬出) が可能になります。</p>

次にフローにそって申請手続き及び検査要領についてご説明します。

(1) 輸入検査の申請手続き

東京都内に陸揚げされたことを確認した後に申請してください。(陸揚げ後の申請)

- ① 輸入検査申請書等の様式は、別添様式を使用してください。
- ② 高压ガスを輸入するときは、その都度申請してください。ただし、複数の種類の高压ガスを同一船舶に積載して輸入する場合は、1件の申請として提出することができます(B/Lが1本の場合)。
- ③ 申請書には添付書類として、次の書類を添付して、2部提出してください(正・副、副はコピーで可)。

ア 輸入高压ガス明細書

イ 充てん証明書

ウ 分析証明書

エ 容器証明書又は容器成績書

オ B/L(船荷証券)

カ インボイス(荷送り状)又はパッキングリスト

キ その他、当協会が必要と判断した書類

これらの添付書類の詳細については、「5 輸入検査申請書等の作成要領」を参照してください。

輸入検査申請書、輸入高压ガス明細書の記載内容が、添付書類等と相違なく、かつ、手数料が振り込まれたことを確認した場合に、申請書を受理いたします。申請書を受理印を押印し副の申請書をお返しします。

④ 輸入検査手数料の納入

輸入された高压ガスの容積又は質量により手数料が異なります。

手数料は、原則として、振込みとし、申請時に手数料の振込を証する控又は写しを提出してください。

また、申請書受理後、輸入検査手数料は、原則として返還いたしません。

手数料表

(平成15年3月1日現在)

高压ガス容積又は質量	手数料
圧縮ガス： 1,000 m ³ 以上 液化ガス： 10,000 kg 以上	27,000円
圧縮ガス： 300 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満 液化ガス： 3,000 kg 以上 10,000 kg 未満	21,000円
圧縮ガス： 300 m ³ 未満 液化ガス： 3,000 kg 未満	13,000円

振込先：みずほ銀行銀座中央支店 普通預金
口座名：公益社団法人 東京都高压ガス保安協会
口座番号：8057794

(2) 輸入検査要領

- ① 検査日は、原則として、申請書受理日の翌日以降の指定日（平日）といたします。
- ② 内容物確認試験及び容器安全度試験については、添付書類等で確認いたします。
陸揚地では、申請書添付書類と容器番号等刻印との照合、容器外観検査、容器本数を確認します。
- ③ 検査実施時には、「副本」を持参し、輸入者が立合ってください。
- ④ 検査に合格すると、検査当日又は翌日以降「輸入検査合格証」を手交します。
担当者の受取印を、ご用意ください。
- ⑤ 輸入者は、合格後「指定輸入検査機関輸入検査受検届書」を都知事に提出しなければなりません。当協会では輸入検査申請時にお預かりし、検査合格後、速やかに輸入者に代わり、都知事に提出します。
なお、指定輸入検査機関輸入検査受検届書の届出年月日は、未記入にしてください。

(3) 輸入検査時の注意事項

- ① 陸揚げ後のガスの種類・数量等の再確認
輸入検査では、輸入高圧ガス申請書等と相違ないことを確認いたしますので、もし、受検前にガスの種類、数量等に相違があることが判明した場合には、直ちに当協会にご連絡ください。
- ② 輸入高圧ガスの事前チェック
当該ガスが陸揚げされたら、漏れ等の異常のないことを確認した後、輸入高圧ガス数量（容器本数等）を確認してください。
もし、ガス漏れ等の異常が発見された場合、直ちにガス漏れを止める等の必要な処置を講じてください。その旨を検査員に申し出てください。
なお、危険な状態であれば、緊急連絡先事業所等に連絡して応援を求めるとともに、関係機関に連絡し指示を受けてください。
- ③ 受検の準備
容器は、コンテナから全数取り出して、本数、外観検査ができるように梱包をして1段積みまでとってください。

5 輸入検査申請書等の作成要領について

(1) 輸入検査申請書の作成 (様式第27の場合)

記入欄	記載内容
名 称	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合は商号又は法人名、個人の場合は個人名
事務所（本社）所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合は登記上の本社・本店又は主たる事務所の所在地、個人の場合は住所
高圧ガスの種類及び数量	<ul style="list-style-type: none"> ・各ガスの名称ごとに総数量(圧縮ガスの場合は0℃、0MPaGにおける容積に換算、液化ガスの場合は質量)とカッコ内に容器の本数を記入
陸揚地及び陸揚年月日	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に 例：東京港大井埠頭〇号バース（△コンテナミナル(株)品川区八潮〇丁目〇番〇号） ・陸揚年月日は、船舶又は航空機の入港日
貯蔵又は保管場所	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に 例：東京港大井埠頭〇号バース（△コンテナミナル(株)品川区八潮〇丁目〇番〇号） ・法に基づき設置された高圧ガス貯蔵所等で適正に保管されていること
代 表 者 氏 名	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合は、代表権を持つ者（代表取締役等）、個人の場合は本人の氏名、それぞれ代表者の印、本人の印を捺印 ・会社名、所在地 ・なお、委任状の場合は、被委任者の氏名及び捺印
申 請 年 月 日	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書を当協会に提出した日

(2) 輸入高圧ガス明細書の記載要領

輸入高圧ガス明細書は、ガスの種類ごとに作成してください。(様式第27の2の場合)

記 入 欄	記 載 事 項
製 品 名	<ul style="list-style-type: none"> ・化学名(化学式名)に高圧ガスの状態を示す言葉(液化又は圧縮)を付す 例: 圧縮ネオン、液化ヘリウム等
使 用 目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に 例: 半導体産業向け販売、自社工場で原料として使用等
高 圧 ガ ス の 圧 力	<ul style="list-style-type: none"> ・充てん圧力を MPa で換算、その時の温度(°C)を付す ・圧縮ガスについては、35°Cのときの圧力
高 圧 ガ ス の 成 分	<ul style="list-style-type: none"> ・有効数字小数点1桁まで(単位%) ・人為的に混入した場合には数量に係らず全て記載
高 圧 ガ ス の 数 量	<ul style="list-style-type: none"> ・容器1本ごとの数量(圧縮ガスにあつては、0°C、0MPaGにおける容積(単位:m³)を、液化ガスの場合は質量(単位:kg)) ・容器の本数及び総数量 なお、総数量が申請書の「高圧ガスの種類及び数量」欄の総数量と同じでなければなりません ・記入する単位は、kg、ℓ(ガス量はm³)・MPaで、他の単位の場合は換算式を添付
充 て ん 事 業 所	<ul style="list-style-type: none"> ・当該高圧ガスを充てんした事業所の名称、所在地
容 器 の 規 格 名	<ul style="list-style-type: none"> ・当該容器がいずれの国のいずれの法規に基づいて製造されたか(例: アメリカDOT)
規 格 番 号	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に(例: DOT 3AA2400)
容 器 記 号 ・ 番 号	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての容器について、当該容器の記号・番号又は運用番号(コンテナ容器の場合) (容器数が多い場合は、別紙使用)
耐 圧 試 験 圧 力	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として当該容器の耐圧試験圧力の規格値又は実施耐圧試験圧力値を単位 MPa
最 高 充 て ん 圧 力	<ul style="list-style-type: none"> ・当該容器の製造規格における最高充てん圧力を単位 MPa
内 容 積	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、当該容器の内容積の規格値 ただし、過充てんの恐れがある場合には、内容量の実測値が記載されたデータを提出
容 器 製 造 所	<ul style="list-style-type: none"> ・当該容器を製造した事業所の名称及び所在地
連 絡 先	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が法人の場合は担当者、個人の場合は本人の連絡先(所在地、電話番号)
代 行 手 続 者	<ul style="list-style-type: none"> ・代行者がいる場合は、代行者の連絡先(所属名称、部署、電話番号及び氏名)

(3) 添付書類の記載要領

輸入検査申請書及び輸入高圧ガス明細書の記入事項を客観的に証明するために添付書類が必要になります。申請書に下記のを添付してください。

① 船荷証券 (B/L)、荷送り状 (インボイス) 又はパッキングリスト

- ア 陸揚地が確認できること。
- イ 輸入届出者 (購入者) が確認できること。
- ウ 高圧ガス名、数量が確認できること。

② 充てん証明書

- ア 充てんガス名、数量、圧力、温度及び容器記号・番号 (コンテナの場合はコンテナ番号) が記載されていること。
- イ 充てん事業所の名称及び所在地が明記され、充てんした事業所の責任者の印又はサインがあること。
- ウ 充てん年月日が記載されていること。

③ 分析証明書

- ア 主成分の純度が記載されていること。
- イ 小数点1桁以上 (単位%) の不純物は全て記載されていること。
- ウ 人為的に混入されたガスについては全て記載されていること。
- エ 明細書に記載してある容器に充てんされたガスについて記載されていること。
- オ 分析責任者の印またはサインがあること。サインがないと正式の証明書とはみなせませんので注意してください。
- カ 分析年月日が記載されていること。

④ 容器証明書等

- ア 公的機関又はそれに準ずる機関が発行した容器証明書等 (発行所の印、責任者のサインがあるもの) であること。ただし、使い捨て容器については、メーカー等が行う成績書をもって、これに代えることができます。
- イ 容器の規格が確認できるものであること。
- ウ 当該容器の容器記号・番号が全て確認できるものであること。
- エ 容器の安全度試験について記載されていること。
- オ 容器証明書が制度上発行されない場合で、充てんガス名、容器内容積、最高充てん圧力、耐圧試験圧力及び耐圧試験年月日等必要事項が容器自身に刻印されているものについては、当該刻印の拓本をもって容器証明書に変えることができます (日本で容器検査をした容器を輸出し、外国でガスを充てん後輸入する場合は、上記の項目が記載されている容器証明書)。

⑤ その他の必要な書類等について

- ア 液化ガスを輸入する場合であって、当該ガスが充てんされている容器が低温容器及び超低温容器のときは、当該容器の常用の温度のうち最高のものにおける当該液化ガスの比重 (単位 kg/l)、それ以外の 500l 以下の容器に充てんされているときは 48℃における比重、500l を超える容器のときは、55℃における比重が確認できる書類を提出してください。

- イ 輸入されるガスの物性データ（MSDS等）を提出してください。
- ウ 容器の規格を提出してください。
- エ 申請高圧ガスの陸揚げされた月日及び場所を示す書類（アライバル）

⑥ その他の注意事項

- ア 添付書類には、見出しをつけてください。
- イ 添付書類の中で輸入検査申請書、輸入高圧ガス明細書に記載した事項、数値にはマーキングをしてください。
- ウ 字のつぶれ、にじみ等に注意してください。
- エ 証明書、容器の規格、物性等の資料には、必要な部分に必ず日本語訳を添付してください。

6 輸入に係るその他の高圧ガス保安法の規制について

高圧ガスの輸入にあたっては、輸入検査以外にも保安上遵守すべき事項として、主に次の3点があげられます。

これらの手続き等については、東京都が所管しておりますので、詳細は、東京都環境局環境改善部環境保安課ガス冷凍担当（4ページ参照）にお問い合わせください。

(1) 貯蔵

高圧ガスの貯蔵については、法第15条、第16条、第17条の2に定められています。

陸揚げされた高圧ガスは、輸入検査に合格するまでは、当該陸揚地から移動することはできませんので、陸揚地内で許可又は届出をされている高圧ガス貯蔵所等で適正に貯蔵しなければなりません。

また、輸入検査もこの適法な高圧ガス貯蔵所等で実施します。違法な貯蔵状態での輸入検査は行いません。

(2) 移動

高圧ガスの移動については、法第23条に定められています。

高圧ガスを移動するには、その容器について、保安上必要な措置を講ずること並びに車両により移動するには、その積載方法及び移動方法について、法で定める技術上の基準に従わなければなりません。

また、高圧ガスの種類により携行する保護具、資材等が異なり、注意事項を記載した書面が必要になる場合があります。

(3) 販売

高圧ガスの販売については、法第20条の4～第20条の7に定められています。

輸入後、国内で当該高圧ガスを販売する場合は、原則として販売事業の届出が必要ですから、あらかじめ、販売届を所轄している都道府県知事に提出してください。

また、一定量以上の高圧ガスを輸送、貯蔵する場合はそれぞれ規制がかかります。

さらに、技術上の基準に従って販売をしなければなりません。